

消防車両等整備事業

事業概要

市民の安全・安心の確保のため、火災・救急・救助の出場要請に迅速に対応できるよう、老朽化した車両及び装備品の更新を行います。

現状と対策

1. 現状

- (1) 堺市消防局には、平成34年末までにNOx・PM法の規制により継続検査が受検できなくなる消防車両が7台配備されています。
- (2) 救急要請件数の増加に伴い、救急車の使用頻度が高くなり修理対応件数が増加しています。

2. 対策

- (1) NOx・PM法規制で使用できなくなる前に、消防車両を更新して災害に対応します。
- (2) 使用頻度が高い救急車を優先して更新することで、修理に要する件数を減少させて救急要請に支障が発生しないようにします。



車両の更新

最新鋭の車両と装備品を導入することで災害対応能力の向上を図り、より一層市民の安全・安心を確保します。

